

寝屋川市審議会等の傍聴に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、寝屋川市審議会等の傍聴に関して必要な事項を定め、審議会等の会議を公正かつ円滑に行うこととする。

(定義)

第2条 この要綱の対象となる「審議会等」とは、次の各号に掲げるものを除き、法律又は条例の定めるところにより執行機関の附属機関として設置されるもののほか、規則、要綱等に基づき設置される審議会、委員会、協議会等をいう。

- (1) 寝屋川市又は関係行政機関の職員のみを構成員としたもの
- (2) 自治体、関係機関等の団体が構成員となり組織された協議会等で、寝屋川市の執行機関内部に事務局が置かれているもの
- (3) 審議会等の内容が特に専門的又は技術的な事項に限られるもの

(傍聴の手続)

第3条 会長等は、会議を傍聴しようとする者に対して、事前に自己の氏名を傍聴申請者名簿に記載するよう求めるものとする。

(傍聴の受付)

第4条 傍聴の受付は、会議の開始時刻前に行うものとする。

2 傍聴は、先着順とする。

(傍聴席の数)

第5条 傍聴席は、10席以上となるよう努めるものとする。

(傍聴席に入ることのできない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他の危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、審議を妨害し、又は他の者に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 審議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 傍聴席を離れ、審議の場に入らないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、審議会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしないこと。

(会議資料の取扱い等)

第8条 傍聴人は、会議の終了後は、閲覧用の会議資料を返却しなければならない。この場合において、その写しの交付を必要とするときは、寝屋川市行政資料等有料複写サービス取扱要綱（平成9年10月1日制定）第3条に定める費用を実費として支払うことにより、交付を受けることができる。

2 会長等は、閲覧用の会議資料を返却すべきこと及び前項後段に規定する手続によりその写しの交付を受けることができることを傍聴人に周知するものとする。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長等の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会長等が議事の非公開その他の会議の運営上必要と認める理由により退場を命じたときは、直ちに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、会長等がこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は会長等が定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 11 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 27 日から施行する。